

あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定
(EPA)に関する共同研究報告書

目次

第1章：背景	2
第2章：概論	4
(1) 総論	4
(2) 二国間貿易関係の現状と今後の推移	5
(3) 二国間の投資を巡る状況	9
第3章：議論の概要	11
(1) 物品貿易（貿易上の救済を含む。）	11
(2) 原産地規則	13
(3) 税関手続及び貿易円滑化（CPTF）	14
(4) 衛生植物検疫措置（SPS）	15
(5) 貿易の技術的障害（TBT）	16
(6) サービスの貿易、金融サービス、電気通信サービス及び自然人の移動	16
(7) 投資	17
(8) 電子商取引	18
(9) 政府調達	19
(10) 知的財産	19
(11) 競争・補助金・国有企業	21
(12) ビジネス環境整備	22
(13) 労働	23
(14) 環境	24
(15) 透明性	24
(17) 紛争解決	25
第4章：結論	26

別添：共同研究出席者リスト

第1章：背景

日本とバングラデシュの間には、バングラデシュ独立以来、外交的・経済的な絆と長年の友好関係を築いてきた長い歴史がある。2022年には両国間で外交関係樹立50周年を迎えた。2023年には、両国の今後の50年及びその先へと導く指針として、二国間関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げすることが決定された。二国間の経済関係においても、バングラデシュの近年の目覚ましい経済成長を背景に、飛躍的に深化してきている。2014年には、二国間経済関係の強化及び日本からの投資促進を目的に官民合同経済対話（P P E D）が設置された。

二国間の国際約束については、1991年、両国は、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約」（日・バングラデシュ租税（所得）条約）に署名し、同年に発効した。また、1998年には、両国間の経済協力の強化、投資及び投資に関連する商業活動についての待遇を相互に良好なものとする事並びに投資財産の保護を図ること等を目的とし、「投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定」（日・バングラデシュ投資協定）が署名され、同協定は1999年に発効した。さらに、2023年には、「税関に係る事項における協力及び相互支援に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定」（日・バングラデシュ税関相互支援協定）が署名され、発効した。

バングラデシュは現在、貿易関連の課題を含め、後発開発途上国（L D C）卒業後に直面する課題に向けた準備を行っており、市場アクセスと拡大を維持するために、既存の貿易相手国及び潜在的な貿易相手国と地域貿易協定を締結することを決定した。2022年5月、ハシナ首相は、バングラデシュが日本を含む各国とのF T A交渉に対して開かれている旨言及した。また、2021年、日本バングラデシュ商工会議所（J B C C I）が日系企業及びバングラデシュ企業を含む計300社にアンケートを実施した結果、全体で85.4%が日バングラデシュF T Aを希望すると回答した。2022年9月、日本経団連は、2026年のバングラデシュのL D C卒業を見据えて、日・バングラデシュE P A交渉の開始を求める提言を行った。

2022年12月、日本国政府とバングラデシュ政府は、2022年に外交関係樹立50周年を迎え、近年特に経済関係が大きく発展している状況を踏まえ、「あり得べき日・バングラデシュE P Aに関する共同研究」を立ち上げることで

一致した。また、２０２３年４月、岸田総理とハシナ首相は、共同研究の着実な進展を期待した。

２０２３年４月、７月及び９月の計３回に亘って、東京及びダッカにおいて、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡ共同研究会合が開催され、両国の政府、学界及び民間セクターの代表が同会合に参加した。共同研究グループは、ＥＰＡ交渉における両国の交渉上の立場を予断することなく、この報告書を作成することとした。

第2章：概論

（１）総論

（a） 二国間貿易

日本とバングラデシュ間の貿易は、相互補完的な関係にあり、日本は鉄鋼・鉄鋼製品、機械類、自動車などの工業製品を、バングラデシュは紡織用繊維及びその製品を輸出している。両国は歴史的に強固な友好関係を構築してきており、近年着実に貿易・投資額を拡大してきている。しかしながら、両国の持つ潜在力が十分に引き出されているとは言い難い。

あり得べき日・バングラデシュEPAは、両国間の貿易及び投資を更に増大させることに寄与するだけでなく、2023年4月に立ち上げられた両国間の「戦略的パートナーシップ」の強化にもつながる重要な枠組みとなる。

（b） 日本のEPA戦略

日本は、物品の関税やサービスの貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール整備などを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化するEPAを推進してきた。2002年1月に署名、同年11月に発効した日シンガポールEPAに始まり、これまで24か国・地域との間で21のEPAが発効又は署名に至っている。2023年3月現在、日本の全貿易額に占めるEPA署名済又は発効済の国との貿易額の比率は約77.7%に至った。

日本にとってEPAは、単なる貿易の自由化にとどまらず、自由で公正な経済秩序を構築するための、高いレベルの新たなルール作りを担う重要な存在である。

また、EPAは、日本が提唱する「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の実現にも寄与する。岸田総理は2023年3月の政策スピーチにおいて、日本のFOIPのための新たなプランを公表し、同プランにおいて、自由で公正な経済秩序を広げるための取り組みが政策の最上位に位置づけられ、その有望な取組の一つとしてあり得べき日・バングラデシュEPAが盛り込まれた。

（c） バングラデシュのRTA（EPA）戦略

バングラデシュのEPA戦略は「地域貿易協定（RTA）政策2022」で示されている。このRTA政策では、輸出製品と市場を多角化し、国内製造業の基盤を広げ、限定的な製品への過度な依存を減らすことによって、市場アクセスを拡大することに焦点を当てている。また、特恵的な市場アクセスを維持すること

も目的としている。

バングラデシュが1975年に署名した最初のRTAは、バンコク協定（後にアジア太平洋貿易協定（APTA）に改称）である。その後、バングラデシュはSAARC特惠貿易協定（SAPTA）、発展途上8カ国（Developing-8）特惠貿易協定（D8-PTA）、OIC貿易特惠制度（TPS-OIC）、バングラデシュ・ブータン間の物品貿易のみを対象とする特惠貿易協定など、多くの協定に署名した。南アジア自由貿易地域（SAFTA）に関する協定は、バングラデシュが署名した物品貿易を対象とする唯一のFTAであり、2006年より発効している。バングラデシュはまた、2004年にベンガル湾多分野技術・経済協力自由貿易地域（BIMSTEC FTA）に関する枠組協定に署名したが、関連協定が最終化されていないため、まだ発効していない。

バングラデシュは、物品以外の分野でもいくつかの協定に署名した。サービスの貿易に関するSAARC協定（SATIS）、APTA参加国間のサービスの貿易の促進と自由化に関する枠組協定、APTA参加国間の投資の促進、保護、自由化に関する枠組協定、APTA参加国における貿易円滑化に関する枠組協定である。

最近採択されたRTA政策2022では、関税の削減や撤廃、物品貿易といった限られた分野から脱却した。RTA政策によって、バングラデシュは、長期的に、サービスの貿易、投資、貿易円滑化、知的財産、電子商取引とデジタル貿易、雇用と自然人の移動、競争政策などを含む広範な分野における対外統合戦略を追求することが可能になるだろう。

（2）二国間貿易関係の現状と今後の推移

日本とバングラデシュの二国間貿易総額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年には減少したものの、近年拡大傾向にあり、2022年には過去最高額となった。貿易収支は日本に傾いている。過去5年間の貿易統計は以下のとおりである。

日・バングラデシュ間の貿易統計（百万米ドル）

会計年度	バングラデシュの日本からの輸入
2017-18	1,869.5
2018-19	1,849.1
2019-20	1,720.7
2020-21	2,001.2
2021-22	2,435.8

出典： 1) バングラデシュ銀行

2) バングラデシュ輸出促進局

（バングラデシュは7月1日から6月30日までの会計年度で貿易統計を集計している。）

年	日本のバングラデシュからの輸入
2018	1,442.7
2019	1,473.5
2020	1,311.6
2021	1,452.6
2022	1,714.7

出典：日本財務省貿易統計

（※ドル・円の換算レートについて、2018年：1ドル110.48円、2019年：1ドル109.06円、2020年：106.98円、2021年：109.39円、2022年：130.71円で換算）

バングラデシュ銀行の統計によれば、バングラデシュの日本からの輸入額は2018－19年度に約18億4,900万米ドルであった。2019－20年度は新型コロナウイルスの世界的流行によりやや減少したが、2020－21年度以降は再び増加に転じ、2021－22年度には約24億3,580万米ドルに達した。

日本の財務省貿易統計によれば、日本のバングラデシュからの輸入額は、2018年に約14.4億ドルを計上した。2020年は世界的な新型コロナウイルス感染拡大により減少したが、2021年以降再度増加傾向に転じ、2022年は約17.1億ドルとなり、過去最高額であった。

日本とバングラデシュの二国間貿易構造の特徴の一つとして、バングラデシュの日本からの輸入品は、鉄鋼、機械類、自動車等の工業製品が中心である一方、

バングラデシュから日本への輸入品は、紡織用繊維及びその製品が中心となっている。

バングラデシュ銀行によれば、２０２１－２２年度、バングラデシュにとって日本は輸出において第１２位（シェア２．３％）、輸入において第７位（シェア３．２％）の貿易相手国となっている。バングラデシュは、２０２１年１１月の国連総会決議により、２０２６年１１月にＬＤＣを卒業する予定であり、ＬＤＣを卒業するとＬＤＣ特惠関税を利用できなくなる。これは、両国間の貿易に大きな影響を与える可能性がある。また、バングラデシュは、ＬＤＣ卒業を見据えて複数の国とＦＴＡ交渉を行っており、日本企業からは、中国、韓国、インド、ＡＳＥＡＮ等とのＦＴＡの締結が先行すると、日本との貿易に影響が出ると懸念する声が寄せられている。

日本がバングラデシュから輸入した上位１０品目（２０２２年）

HS	品目	輸入額 (百万米ドル)	輸入に占める割合
6 1	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	692. 6	40. 39
6 2	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	655. 6	38. 23
4 2	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	78. 7	4. 59
6 4	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	71. 1	4. 15
6 3	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	54. 3	3. 16
9 4	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	19. 1	1. 11
8 5	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	15. 3	0. 89
5 6	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	12. 1	0. 71
0 3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	12. 1	0. 71
9 0	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	11. 4	0. 67

出典：日本財務省貿易統計

バングラデシュが日本から輸入した上位１０品目（２０２１－２２年度）

HS	品目	輸入額 (百万米ドル)	輸入に占める割合
89	船舶及び浮き構造物	720.6	29.58
72	鉄鋼	641.4	26.33
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品	460.2	18.89
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	311.6	12.79
90	工学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	61.6	2.52
54	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	35.6	1.46
79	亜鉛及びその製品	34.2	1.40
39	プラスチック及びその製品	28.7	1.17
26	鉱石、スラグ及び灰	21.3	0.87
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品	14.7	0.60

出典：バングラデシュ銀行

サービスの貿易も重要である。バングラデシュからのサービスの輸出総額は、過去１０年間で約３倍に増加している。あり得べき日・バングラデシュＥＰＡにより、二国間のサービスの貿易が増大することが見込まれる。

（３）二国間の投資を巡る状況

バングラデシュへの対外直接投資（フロー）はこの１０年間に於いて増加しており、２０１９年（暦年）に３７億米ドルと過去最高額に達した。２０２２年は３４．４億米ドルと、前年比７２％増加し、１０年前と比較して約２倍の額となった。他方、対外直接投資（フロー）のＧＤＰ比は１％以下で推移しており、更なる投資促進にはバングラデシュ政府による投資環境改善策が期待される。

これまで日本の商社や建設企業がバングラデシュに進出してきた。約15年前から安価で豊富な労働人口を背景に縫製業や物流業が進出し、近年では、1億7千万人もの人口に着目した一大消費市場として現地市場をターゲットとした二輪等の製造業の進出や大手通信会社の投資が行われているほか、IT企業も進出している。

日本からバングラデシュへの直接投資は、2021年度は4,987万米ドルであった中で、2022年度に過去最大の1億2,272万米ドルを記録している。2022年12月時点での日本からの対外直接投資ストックは6億7,569万米ドルであった。また、バングラデシュに進出している日系企業は、2022年で302社と過去10年間で約3倍に増加している。

日本の協力の下で2022年12月に一部開業したバングラデシュ経済特区や官民合同経済対話、日・バングラデシュPPPプラットフォームを通じて、今後日本企業による投資が更に拡大することが期待される。

第３章：議論の概要

共同研究会合は３回開催され、日本及びバングラデシュは、幅広い事項につき議論を行った。両者は、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡが貿易拡大及び投資促進のみにとどまらず、両国関係全般において戦略的な枠組みとなるとの認識を共有した。

（１）物品貿易（貿易上の救済を含む。）

（ａ）市場アクセス

両者は、市場アクセスについてより多くの機会が両国に提供されるよう、ＷＴＯ（関税及び貿易に関する一般協定（ＧＡＴＴ）第２４条８）に整合的でかつ高いレベルのＥＰＡを目指すべきであること、及び市場アクセスの改善が両国の経済に利益をもたらすことにつき、一般的な認識を共有した。

また、両者は、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡの交渉において、高いレベルを目指しつつ、センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチをとることが適当であるとの認識を共有した。

日本側は、ＥＰＡ交渉の開始に際して、通常、日本と相手国との間で品目ごとのリクエスト及びオファーに加えてＨＳコードに基づく貿易統計及び関税率表を交換している旨説明した。

日本側は、両者は、ともに食料純輸入国であり、国内における食料生産を適切に維持することを通じて食料安全保障を確保することの重要性について共通の考えを有していると認識している旨表明した。

日本側は、センシティブな品目については、関連セクターへの負の影響を避けるため、センシティブリティに配慮し、過去のＥＰＡにおいて関税撤廃からは除外するなど柔軟に対応している旨説明した。

日本側は、現行のＬＤＣ特惠措置では、日本の農林水産品タリフラインの９０％超が無税である旨説明した。さらに、日本がこれまでに締結した二国間ＥＰＡにおいて、農林水産品について９０％を超えるような自由化率としている先例はないことを強調した。

日本側は、農林水産業及び皮革・履物産業はセンシティブリティを抱えているセ

クターであり、これらのセクターに対して過去のEPAで特段の扱いがなされてきた旨説明した。日本側は、これらの点はあるべき日・バングラデシュEPAの交渉においても考慮されるべきであり、センシティブな品目について譲歩することは困難であると強調した。

日本からバングラデシュへの輸出に関し、日本側は、和牛、米、生鮮果実・野菜、加工食品等の農林水産品の、より一層の輸出促進への関心を表明した。

また、日本側は、鉄鋼及び鉄鋼製品、バイクを含む自動車・同関連部品、繊維・繊維部材、繊維機械を含む産業機械などの品目の輸出促進に関心がある旨説明した。これら品目の関税を撤廃することで、バングラデシュ国内の消費者や製造業者に対して、日本からより低価格で製品や原材料を供給できるようになり、日本及びバングラデシュの双方にとってwin-winの効果がもたらされる。

バングラデシュ側は、物品の税関分類のために世界税関機構（WCO）のHS 2022を適用している旨説明した。世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定により、輸入段階で従価税が適用されている。税関処理の目的でUNCTADの電子通関システムASYCUDAが使用されている。

バングラデシュ側は、輸入段階の税は国家の歳入において重要な役割を果たしている旨述べた。ただし、原材料、機械及び必需品にはより低い輸入関税率が適用され、奢侈品に対しては、社会的配慮及び検討保護の目的で、より高い輸入関税率が適用されている。

バングラデシュの輸出は既製服に大きく集中しており、日本もその例外ではなく、バングラデシュから日本への既製服の輸出は87.2%を占める。ただし、貿易統計によれば、輸出産品の種類には一定の多様性が見られる。バングラデシュは、日本への輸出産品の多様化、特に軽工業製品、ジュート及びジュート製品、皮革及び皮革製品、IT及び情報技術対応サービス、プラスチック製品、履物類、家具、魚・甲殻類、野菜、果実その他農産品等について、前向きである。

他方で、バングラデシュの日本からの輸入は、主に自動車、自動車部品、機械、船舶、ボート及び浮体構造物、鉄鋼、人造繊維の短繊維、亜鉛及びその製品、プラスチック及びその製品、化学品等に重点が置かれている。

両者は、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡにおける市場アクセスに関する互いの関心及びセンシティブティについて留意し、引き続き議論することで一致した。

（ｂ）物品ルール（貿易上の救済を含む。）

日本側は、日本がこれまでに締結したＥＰＡの物品貿易章における経験を説明し、物品貿易章の主な目的は、市場アクセス交渉において両締約国が合意した関税譲許の法的根拠を提供するだけでなく、市場アクセス交渉の成果が、関税分類、関税評価や非関税措置の恣意的な運用などの要因によって、損なわれたり台無しにされたりしないように確保することであると述べた。

日本側は、これまでに締結したＥＰＡの物品貿易章において、二国間セーフガード措置やアンチダンピング措置に関する条項も含まれていることを説明した。

バングラデシュ側からは、ＷＴＯ加盟国であることから、ＷＴＯ協定を遵守している旨、またバングラデシュの関税法に、アンチダンピング措置、相殺措置、セーフガード措置に関する規定が定められている旨の説明がなされた。

両者は、貿易上の救済も含めた物品貿易に関する規定の重要性についてそれぞれの認識を共有し、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡにどのような要素を含めるべきか、引き続き議論することで一致した。

（２）原産地規則

日本側は、日本がこれまで締結したＥＰＡにおいては、原産地規則は、一般的に、（ｉ）協定本体、（ii）附属書、（iii）手続き規則において規定されている旨説明した。

（ｉ）協定本体の原産地規則に関する規定は、ルール部分と証明部分に分かれている

（ii）附属書は品目別規則（ＰＳＲ）を規定する

（iii）手続規則には、原産地証明書（ＣＯ）のフォーマット等、原産地規則に関する詳細な手続上の取り決め、いわばガイドラインが規定されていることを説明した。

また、日本側は、日本が締結したＥＰＡの多くにおいて、政府又は政府指定の発給機関がＣＯを発行する第三者証明制度を採用しているものの、近年のＥＰＡでは、第三者証明制度だけでなく、政府が認定する輸出者が自らＣＯを作成する

認定輸出者自己証明制度や、輸出者、生産者若しくは輸入者自身がＣＯを作成する自己証明制度を導入し、事業者の選択肢を広げていることを説明した。

バングラデシュ側は未だ二国間ＥＰＡを締結していないものの、ＡＰＴＡ、ＳＡＰＴＡ、ＳＡＦＴＡ、バングラデシュ・ブータン特惠貿易協定などといった地域貿易協定の締約国であることを説明した。またバングラデシュは、ＴＰＳ－ＯＩＣ及びＤ－８　ＰＴＡの下で原産地規則の交渉を行った。ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアチブ間ＦＴＡ（ＢＩＭＳＴＥＣ　ＦＴＡ）の原産地規則は交渉中である。バングラデシュは主に付加価値基準に基づいた特惠原産地規則を交渉してきた。ただし、ＳＡＦＴＡにおいてのみ、付加価値基準と関税分類変更（ＣＴＣ）の両方を規定している。また、バングラデシュはこれまでのところ、第三者インボイス制度を採用したことがない。

両者は、ＣＯの利用の重要性を確認し、貿易円滑化のために電子的な証明手段を導入する努力を行うことで一致した。

議論を通じて、両者はＥＰＡにおける原産地規則の規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡにおいてどのような要素を含めるべきかについて引き続き議論することで一致した。

（３）税関手続及び貿易円滑化（ＣＰＴＦ）

日本側は、これまでに締結された日本のＥＰＡのほとんどにＣＰＴＦに関する独立した章が設けられており、仮にＥＰＡ／ＦＴＡの締結により締約国間で取引される製品の関税率が撤廃もしくは引き下げられたとしても、税関での手続が一貫性のない差別的な運用があれば、円滑な通関が妨げられＥＰＡ／ＦＴＡ締結の効果が損なわれるため、ＣＰＴＦは非常に重要な章である旨説明した。

日本側は、税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用の確保、税関手続の簡素化、国際基準との調和、ＩＴの活用、税関協力の促進及び通関の迅速化を通じた貿易円滑化の重要性を強調した。日本側はまた、このような貿易円滑化に関する規律の導入は、日本企業からも要望されているバングラデシュの税関手続の改善や、両国間の貿易促進に資するものであることを強調した。

バングラデシュ側は、同国が経済成長を促進し、投資を誘致し、国内及び国際貿易の障壁を低減する、より良い貿易環境を提供するため、ＷＴＯ貿易円滑化協定を実施する過程にあることを表明した。バングラデシュが講じた主だった貿易

円滑化措置には、ASYCUDA Worldの下での自動通関手続システム、貿易書類の提出の自動化、HS分類と原産国に関する事前教示システム、書類の到着前処理、リスク管理システム、腐敗しやすい物品の優先的通関、認定事業者(AEO)システム、あらゆる関税と税金の電子支払システム、電子オークションシステムが含まれる。

バングラデシュ側は、同国の貿易円滑化の取り組みに関して、ナショナル・シングル・ウィンドウ(NSW)システムの実施が重要な発展となるであろう旨述べた。

両者は、EPAにおけるCPTFの規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュEPAにおいてどのような要素を含めるべきか、引き続き議論することで一致した。

(4) 衛生植物検疫措置(SPS)

日本側は、近年締結したほぼ全てのEPAにはSPS章があり、これらの章には、WTO/SPS協定の下での権利や義務を再確認すると同時に、WTO/SPS協定を補完するものとして、SPS専用の窓口、SPS章独自の協議メカニズム及び小委員会の設置に関する規定が含まれており、それらにより締約国による措置の透明性及び予見可能性が強化されている旨説明した。

日本側は、どのような規定をSPS章に盛り込むかは、交渉相手国との貿易構造やその他の関連要素を考慮して検討する旨述べた。

バングラデシュ側は、様々な法律の下で執行業務を遂行するため、異なる省庁の各機関が、食品安全管理及び管理業務を調整する責任があることを説明した。バングラデシュ食品安全局(BFSA)、バングラデシュ標準試験機関(BSTI)、農業普及局(DAE)、家畜局(DLS)、水産省(DOF)は、適切な科学的根拠に基づいた規制を策定することにより、消費者の健康、動植物の健康、生命を保護するための主な機関となる。WTO加盟国として、バングラデシュはWTO/SPS協定を維持し、コーデックス規格、世界獣疫事務局(WOAH。2022年に略称をOIEからWOAHに変更)、および国際植物防疫条約(IPPC)のガイドラインに従って調和のとれた法令を策定する義務がある旨述べた。

両者は、EPAにおけるSPSの規定について一般的な見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュEPAにおいて、SPSについて規定として含めるべき

か又は章として盛り込むべきかを引き続き議論することで一致した。

（５）貿易の技術的障害（ＴＢＴ）

日本側は、日本が近年締結したＥＰＡのほぼすべてにＴＢＴ章があり、これらの章は、基本的にＷＴＯの貿易の技術的障害に関する協定（ＷＴＯ／ＴＢＴ協定）の下での権利や義務を再確認している他、締約国がとる措置の透明性及び予見可能性を高めるために、専用の連絡窓口の設置、情報交換、技術協議及び小委員会の設置に関する追加的な規定を設けていることを説明した。

日本側は、どのような規定をＴＢＴ章に盛り込むかは、交渉相手国との貿易構造やその他の関連要素を考慮して、検討する旨述べた。

バングラデシュ側は、ＷＴＯ加盟国として、バングラデシュはＷＴＯ／ＴＢＴ協定の締約国であり、同協定の規定を実施する意思がある旨を再確認する旨表明した。

両者は、ＴＢＴに関する規定についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡに規定として含めるべきか又は章として盛り込むべきか、引き続き議論することで一致した。

（６）サービスの貿易、金融サービス、電気通信サービス及び自然人の移動

日本側は、高いレベルの市場アクセスと透明性を確保するため、ラチェット条項を含むネガティブリスト方式の採用を追求し、サービスの貿易に関する一般協定を超える高いレベルの約束を目指すという意図を表明した。

日本側は、コンピューター関連サービス、音響・映像サービス、電気通信サービス、流通サービス等のサービス部分に関心があることを示した。

金融サービス及び電気通信サービスについて、日本側はそのどちらにおいても独立の章又は附属書を設けることにしたい旨表明した。

また、日本側は、近年締結したＥＰＡにおいては、自然人の移動に関して独立の章を置いて規定しており、これにより、サービスの貿易に限らない現実のビジネス活動のニーズに即した自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を対象とすることができる旨説明した。

バングラデシュ側は、バングラデシュのサービス分野は大規模かつ多様であり、広義には、公益事業サービス、卸売及び小売業サービス、輸送サービス、金融及びビジネスサービス、個人サービス並びに政府によるサービスが含まれると説明した。バングラデシュにおいて、サービス分野は最も急成長しているセクターであり、2023年度のGDPにおいて同セクターは51.24%を占めた。

バングラデシュはWTOにおいて観光サービス及び旅行に関連するサービス分野として5つ星ホテルと宿泊サービス、通信サービス分野として電気通信サービスについて約束をしており、これらの分野においては100%の外国直接投資が許容されている。

両国は、EPAにおけるサービスの貿易に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュEPAにおいてどのような要素を盛り込むべきか引き続き議論することで一致した。

(7) 投資

日本側は、近年日本が締結した投資関連協定（二国間投資協定及び投資章を含むEPA）の概要を紹介し、「一般的待遇（「公正かつ衡平な待遇」を含む）」条と「特定措置の履行要求の禁止」条等の重要な規定について説明した。

この点において、日本側は最新の投資関連協定の傾向を考慮した上で、現行の日・バングラデシュ投資協定（1999年発効）上の古い規定の見直しの重要性を強調した。また、安定的かつ予見可能な投資環境のための法的基盤を整備することが不可欠である旨述べた。

日本側は、「保護型」と「自由化型」の投資協定の相違点を説明し、「自由化型」の協定では日本の慣例に従えば適合しない措置の表（留保表）の作成が必要となる旨説明した。

バングラデシュ側は、バングラデシュが有する既存の二国間投資協定は締結から数十年が経過しており、現在の需要に応えられていない、そのため、現在、全ての既存の二国間投資協定が見直しの段階にある旨述べた。

両者は、投資関連協定の規定の重要性についてそれぞれの見解を共有した。さらに、あり得べき日・バングラデシュEPAにおいてどのような要素を含めるべきか引き続き議論することで一致した。

（８）電子商取引

日本側は、特に将来有望なＩＴ分野における両国間の投資及び貿易を促進するために、電子商取引に関する附属書又は独立の章を設けたいという意図を表明した。

日本側が例示した日本が過去締結してきたＥＰＡにおける電子商取引の規定は以下のとおり：

- (i) ソースコード及びソースコードにおいて表現されるアルゴリズムの開示・移転要求の禁止、
- (ii) 事業実施のための国境を超える情報移転の自由の確保、
- (iii) サーバー等コンピュータ関連設備の自国内設置要求の原則禁止、
- (iv) 電子商取引における個人情報保護及び消費者保護、
- (v) 電子的送信にかかる関税不賦課、
- (vi) デジタルプロダクトへの無差別待遇、
- (vii) 暗号の強制規格の禁止や暗号関連情報の開示要求禁止
- (viii) サイバーセキュリティ

バングラデシュ側は、電子商取引はバングラデシュにおいて成長中の分野であり、国内の電子商取引の促進と規制を行うことを念頭に「Digital Commerce Authority」の設立を行う法案を検討していると伝えた。

バングラデシュで運用されている電子商取引における規制は以下の通り：

1. デジタルコマースポリシー２０１８
2. デジタルコマース運用ガイドライン２０２１
3. デジタルビジネス識別ガイドライン２０２１

加えて、電子商取引にも適用される貿易関連の法律及び規則は、以下のとおり：

1. 関税法１９６９
2. 付加価値税及び補足税法２０１２
3. 外国為替規制法１９４７
4. デジタルセキュリティ法２０１８
5. 特許法２０２２
6. 商標法２００９
7. 著作権法２０００
8. 消費者権利保護法２００９
9. 競争法２０１２等

両者は、E P Aにおける電子商取引に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュE P Aにおいてどのような要素を盛り込むべきか引き続き議論することで一致した。

（９）政府調達

日本側は、日本がE P Aの政府調達の規定の内国民待遇及び無差別の原則並びに開放的かつ、透明性のある入札手続を重視してきたことを説明した。日本側は、政府調達は経済活動の重要な要素であることから、E P Aにおける政府調達に関する規定は必要であると考えている。

バングラデシュ側は、公的資金を用いる物品、労働力、サービスの調達における透明性と説明責任を確保し、付随事項を含むそのような調達への参加を希望する国内外のすべての当事者間の公平な待遇と自由で公正な競争を確保するための手続を規定する公共調達法２００６（P P A）及び公共調達規則２００８の前文に焦点を当て、公共調達に関する意見を表明した。政府調達の市場における開放的で、公正かつ透明な競争条件を確保するために、多くのW T O加盟国が政府調達協定（G P A）を交渉してきたが、バングラデシュは未だG P Aの締約国又はオブザーバーではない。

両者は、E P Aにおける政府調達に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、これらの規定が二国間の貿易・投資の発展に資するという考えの下、あり得べき日・バングラデシュE P Aにおいてどのような要素を盛り込むべきか引き続き議論することで一致した。

（１０）知的財産

日本側は、知的財産を十分かつ効果的に保護することは、競争力のある知識集約型経済の発展に資するとともに、イノベーション、創造性、投資及び競争の促進を通じて、持続可能な経済成長を実現する上で基本的な役割を担うことを強調した。

また、日本側は、日本とバングラデシュ間の二国間貿易と技術流通に関連する活動をより促進するものとして、合理的かつ透明性の高い行政手続と知的財産制度の国際的な調和を確保すること、また、拡大する模倣品及び海賊版の国境を越えた不正取引への対処に効果的なエンフォースメントを実現することの重要性を強調した。

日本側は、W T O 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（T R I P S 協定）の履行の重要性及び知的財産の実体的保護及び権利行使について T R I P S 協定を上回る規定を E P A に盛り込む重要性を述べるとともに、いわゆる「T R I P S プラス」の規定の例を紹介した。

日本側は、知的財産保護の水準を高める観点から、特許協力条約（P C T）、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（マドリッド議定書）、植物の新品種の保護に関する国際条約（U P O V 条約）等の知的財産保護に関する様々な既存の多数国間条約に加盟することの意義も強調した。

バングラデシュ側は、制度的及び法的仕組みを通じて、同国が知的財産の十分かつ効果的な保護を確保し、イノベーションを促進することを表明した。バングラデシュ側は、現行の知的財産法、規制及び政策の大部分が T R I P S 協定及びその他の関連する国際条約に整合していること、また、特許・意匠・商標局（D P D T）とバングラデシュ著作権庁は、主に知的財産法と政策の実施を確保するように定められていることを説明した。

バングラデシュ側は、同国の知的財産関連の行政及び法的手続は、T R I P S 協定に大部分が整合している同国の知的財産法に従っており、合理的かつ透明性があると説明した。また、特許、商標、著作権及び意匠の出願に関連するほぼ全ての情報は、ウェブページや政府官報を通じて一般に公開されており、容易にアクセスできることを説明した。バングラデシュ側はさらに、D P D T は異議申立を認めるために「特許・商標・地理的表示ジャーナル（Patent, Trademarks and GI Journal）」を発行し、D P D T は「特許・商標登録簿（Patent and Trademark Register Book）」を一定の条件下で誰でも閲覧できるようにしていると説明した。

また、バングラデシュ側は、L D C として、内国民待遇及び最恵国待遇条項を除く T R I P S 協定のほとんどの規定の遵守が免除されていることを説明した。しかし、バングラデシュ側は、同国の知的財産法は、医薬品、営業秘密、回路配置、集積回路等に関するいくつかの規定を除いて、T R I P S 協定のほぼ全ての規定に整合していることを強調した。また、バングラデシュは、周知商標、悪意の商標、団体商標及び証明商標の保護等、いくつかの T R I P S プラスの規定を同国の知的財産法に既に組み込んでいることを強調した。

バングラデシュ側は、P C T への加入を検討しており、さらにマドリッド議定書への加入についても積極的に検討していることを認めた。

両者は、知的財産に関する規定の意義についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュEPAにどのような要素を含めるべきかについて引き続き議論していくことで一致した。

(11) 競争・補助金・国有企業

日本側は、貿易や投資の自由化がもたらす利益や関連市場での公正な競争条件を確保するために健全な競争環境を構築する必要性を強調した。

また、日本側は、無差別待遇、手続の公正さ及び透明性といった競争政策の基本原則に基づき、反競争的行為に対して適切な措置を講じること確保するための規定をEPAに盛り込むこと、そして両国の競争当局間の協力を促進することが重要である旨表明した。

補助金に関して、日本側は、EPAにおける特定の種類の市場歪曲的な補助金の禁止、通報の要件、協議の要件など、その重要性に鑑み導入しようとしている主要な規律について説明した。

国有企業に関して、日本側は、商業的配慮、無差別待遇、非商業的な援助、透明性といったEPAにおける国有企業に関する主要な規律の重要性を強調した。

バングラデシュ側は、同国も、貿易における競争に適した環境を促進し、確保し、及び維持するとともに、談合、独占、寡占、結合、支配的地位の濫用、又は競争に悪影響を及ぼす活動を防止し、規制し、及び根絶するために、貿易における効果的な競争を重視している旨表明した。また、同国は、消費者の福祉を確保し、生産性を向上させ、技術革新を奨励することも目的としている旨述べた。同国は2012年に競争法を制定し、競争委員会は2016年に設立され、2020年から機能し始めており、また、相互協力のための貿易相手国との協定に署名し、国境を越えたカルテルを規制する権限を有している旨述べた。

補助金に関して、バングラデシュ側は、バングラデシュ政府が農業と非農業部門に限定的な補助金を提供しており、これら補助金はWTOのルールに完全に準拠している旨述べた。

さらにバングラデシュ側は、特に電力・ガス、運輸、通信、サービス部門において、国有企業の貢献は非常に重要である旨述べた。国有企業は、国内の生産性、

価値の付加、雇用、歳入の増加において重要な役割を果たしており、地場産業と貿易を拡大するための国有企業からの投資の範囲と額も、民間部門からの投資と同様に増加している旨述べた。バングラデシュ標準産業分類によれば、国内の48の国有企業は7つの分野に分類される旨述べた。

両者は、EPAにおける競争・補助金・国有企業に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日バングラデシュEPAにおいてどのような要素が含まれるべきか、引き続き議論することで一致した。

(12) ビジネス環境整備

日本側は、相互の貿易の発展や直接投資の促進に資する取組として、日本がこれまでに締結した複数のEPAにおいて、ビジネス環境を一層整備するための規定が設けられ、民間セクターも参加可能な小委員会を設置していることを説明した。日本側は、裨益者である企業が円滑に事業を行う環境を整備することの重要性を強調したうえで、バングラデシュのこれまでの取組に対する感謝を表明するとともに、あり得べき日・バングラデシュEPAが、税関手続の簡素化・迅速化や、行政手続における一貫性の保持、外貨送金規制の緩和又は撤廃といった、ビジネス環境の改善に資するものになることへの関心を表明した。

あり得べき日・バングラデシュEPAの交渉が開始された際には、EPA及び官民合同経済対話(PPED)を活用しながら、どのようなビジネス環境整備や投資・貿易促進に係るプラットフォームを構築できるか、バングラデシュ政府を始め、両国の官民と議論する意図を表明した。

バングラデシュ側は日本の見解に同意した。バングラデシュは現在、良好なビジネス環境を確保するため、同国の投資環境を改善するための措置を講じている。世界銀行のEODB(ビジネス環境改善)が廃止された後、バングラデシュは「バングラデシュ投資環境改善プログラム(BICIP)」を開始した。ビジネス環境を促進する点は、このイニシアティブに含まれている。また、バングラデシュにいる日本の産業界や貿易業者から提起されたバングラデシュの様々な機関に関連する特定の問題に対処するため、過去5回の官民合同経済対話(PPED)において議論され、その多くについて対応がなされている。

両者はあり得べき日・バングラデシュEPAにおけるビジネス環境改善のための最も適切なアプローチに関する議論を継続することで一致した。

両者はEPAにおけるビジネス環境整備に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュEPAでどのような要素を含められるか引き続き議論することで一致した。

（１３）労働

日本側は、世界全体の大きな流れとして、持続可能な社会・経済の実現に向けて、社会の価値観が大きく変わりつつあり、サプライチェーン全体での「ビジネスと人権」の取組が重要視されるようになっている旨述べた

日本側は、従来のEPAにおいても労働に関する規定を置いていたが、労働に関する規定の重要性は益々高まっている今日の状況を踏まえ、最近締結したEPAにおいてはより詳細な規定を設けていることを説明し、あり得べき日・バングラデシュEPAに「労働」に関する規定を置くことは、日本からバングラデシュへの投資や貿易の拡大に貢献すると考えられる旨述べた。

バングラデシュ側は、労働権は人権である旨表明した。いかなる国も、文明国として、国内投資家よる投資であるか国際投資家による投資であるかに関わらず、その工場における国際的に認められた労働基準を維持する義務を否定する理由はなく、当該工場で生産された製品が国内で消費されるか他国に輸出されるかに関わらず、等しく適用される。

バングラデシュ側は、経済・投資パートナーシップを結ぶすべての国が国際労働基準を遵守することは論理的である旨述べた。実際、国際市場で競争力を維持するためには、発展状況によって遵守の度合いは異なるかもしれないが、労働基準を遵守しないという選択肢はない。

バングラデシュは国際労働機関（ILO）の加盟国であり、10本の基本条約のうち8本と29号条約の議定書を含む36本のILO条約を批准している。これらは、労働権の保障におけるバングラデシュのコミットメントを反映している。これらの条約の主要原則は、バングラデシュの憲法及び関連法に明記されている。

近年、バングラデシュは労働者の権利と職場の安全の確保において目覚ましい進歩を遂げている。特筆すべきは、バングラデシュはEU市場におけるGSPファシリティのための労働関連10条約をすべて批准していることである。さらに、バングラデシュは、さらなる法的・行政的改革を網羅するロードマップおよび国家行動計画（2021-2026年）を実施している。

両者はEPAにおける労働に関する規定についてそれぞれの見解を共有した。両者は、必要に応じ、あり得べき日・バングラデシュEPAにおいて、労働に関する章又は規定を含めるべきか否かについて、引き続き議論していくことに関心を表明した。

（１４）環境

日本側は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が、全ての主体の参画を通じた経済・社会・環境の諸問題への統合的な取組を求めていることを背景として、近年のEPAでは貿易と環境に関する政策を相互に補完的なものとして促進するという考えの下、環境に関する規定を盛り込んだものが増加してきていると述べた。

日本側は、あり得べき日・バングラデシュEPAに環境に関する規定を置くことは、バングラデシュへの投資や貿易の拡大に貢献すると考えられる旨述べた。

バングラデシュ側は、両国は自国の環境問題に関する現行の法律、規則、規制に忠実であるべきであり、それらの法律、規則、規制に従うべきである旨表明した。

また、バングラデシュ側は、環境問題に関する紛争や対立が生じた場合、双方は環境・森林・気候変動省および環境局と協力のもと、対話し問題を規制することができると述べた。双方は、大気・水質・土壌汚染を防止するため、緑被率と排水処理システムに焦点を当てることができる。

両者はEPAにおける環境に関する規定の一般的な見解を共有し、必要に応じ、あり得べき日・バングラデシュEPAにおいて、環境に関する章又は規定を含めるべきか否かについて、引き続き議論していくことで一致した。

（１５）透明性

日本側は、日本がこれまでに締結したEPAにおいて、透明性に関する規定を置いていることを説明し、投資と貿易の拡大に資するビジネスの予見可能性を高めるために透明性に関する規定を設けることの重要性を強調した。

バングラデシュ側は、透明かつ予見可能な方法でビジネスを行うことが貿易の円滑化を確保し、企業家の信頼を高めることは否定できない旨表明した。

両者は、ＥＰＡにおける透明性に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡにおいてどのような要素を盛り込むべきか引き続き議論することで一致した。

（１６）協力

日本側は、これまでに締結したＥＰＡにおいて、各種分野における協力は、協力章の枠組みの中で規定することが一般的であること、また、日本側としても、必要に応じ、協力章をあり得べき日・バングラデシュＥＰＡの交渉の中で議論していくことは可能である旨述べた。

バングラデシュ側は、日本がバングラデシュの関心分野、貿易円滑化、投資に関する事項において計り知れない将来性を持っていると述べた。バングラデシュは、いくつかの既存産業の向上、大規模な労働力の能力向上と再教育、職員の能力開発の分野での協力を期待している。しかし、最終的に両国の利益に資するような、互いに関心のある異なる分野を中心に協力が推進されるかもしれない。

両者は、ＥＰＡにおける協力に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡにおいてどのような要素を盛り込むべきか引き続き議論することで一致した。

（１７）紛争解決

日本側は、日本がこれまでに締結した全てのＥＰＡは、実際の紛争を解決する手段を提供するだけでなく、締約国による協定の履行を促すことで協定の実効性を担保する意義があり、また紛争解決の過程を通して協定の解釈を明確にするという観点から、締約国間の紛争解決に関する何らかの規定をが置かれていることを説明した。

また、バングラデシュ側は、これまで締結された様々なＲＴＡに紛争解決メカニズムの規定が存在する旨表明した。

両者は、ＥＰＡにおける紛争解決に関する規定の重要性についてそれぞれの見解を共有し、あり得べき日・バングラデシュＥＰＡにおいてどのような要素を盛り込むべきか引き続き議論することで一致した。

第4章：結論

共同研究グループは、広範かつ詳細な議論を通じて、日・バングラデシュ両国の特定の品目のセンシティビティに留意する必要があるものの、日本とバングラデシュの間の包括的かつ高いレベルの、WTOに整合的なEPAを締結することは、両国に多大な利益をもたらすことに資するものであり、両国間の経済関係を更に強化するであろうことを認識した。

日本とバングラデシュ間のそのようなEPAは、単に関税の撤廃や投資環境の整備により貿易及び投資の拡大を促すだけではなく、両国企業によるビジネスの活性化、さらにはそれぞれの地域の経済において重要な役割を担っている両国の政治・外交関係をも強化することにつながる。以上のことから、共同研究グループは、日本国政府とバングラデシュ政府が両国間のEPA締結のための交渉を開始することを提言する。

あり得べき日・Bangladesh経済連携協定（EPA）に関する共同研究
会合出席者リスト

【日本側】

共同議長：

堤 太郎	外務省南西アジア課長
佐藤 仁美（1回会合）	外務省南西アジア課地域調整官
進藤 康治（2、3回会合）	外務省南西アジア課地域調整官

1. 政府関係者

西村 泰子（1、2回会合）	外務省経済局南東アジア経済連携協定交渉室長
上野 裕大（2、3回会合）	外務省経済局南東アジア経済連携協定交渉室長
松田 真吾（1回会合）	財務省関税局経済連携室長
香川 里子（2、3回会合）	財務省関税局経済連携室長
中島 勇人	農林水産省輸出・国際局国際経済課上席国際交渉官
吉岡 孝（1回会合）	農林水産省輸出・国際局新興地域グループ参事官
浅野 大介（2、3回会合）	農林水産省輸出・国際局新興地域グループ参事官
村山 勝彦	経済産業省通商政策局南西アジア室長
福永 佳史（1、2回会合）	経済産業省通商政策局経済連携課長
内野 宏人（3回会合）	経済産業省通商政策局経済連携課長
原田 貴（2回会合）	外務省経済局サービス貿易室長
梶田 祥子（2回会合）	外務省経済局知的財産室長
近田 春実（1回会合）	財務省関税局原産地規則室長
大西 知子（1、2回会合）	外務省経済局経済連携課交渉官
矢端 佳代子（2回会合）	外務省経済局経済連携課交渉官（第2回会合）
秋田 裕子（2回会合）	外務省経済局経済連携課交渉官（第2回会合）

2. 産業界・経済団体

川松 義丈	J A全農インターナショナル 常務取締役
西谷 和雄	日本商工会議所理事・国際部長
小濱 和彦（1回会合）	日本貿易振興機構（JETRO）企画部海外地域戦略主幹
中山 幸英（2、3回会合）	日本貿易振興機構（JETRO）企画部海外地域戦略主幹
安藤 裕二	日本貿易振興機構（JETRO）ダッカ事務所長
中川 和治	日本皮革産業連合会 理事

吉村 圭司
富吉 賢一
西坂 徹
李 明浩

日本皮革産業連合会 事務局長
日本繊維産業連盟 副会長
日本鉄鋼連盟業務部 海外市場グループグループ長
ダッカ日本商工会 EPA 検討委員会

3. 学識者

飯野 文
関根 豪政

日本大学商学部教授
横浜国立大学院国際社会科学研究院教授

【バングラデシュ側】

共同議長：

ヌール・マハブブル・ホック

商業省自由貿易協定担当次官補

1. 政府関係者

シーシュ・ハイデル・チョードリー	貿易関税委員会委員
モハンマド・ハフィズル・ラーマン	競争委員会委員
ソイエド・ナシル・エルシャド	在京バングラデシュ大使館経済公使
モハンマド・アブドウス・アル・アザド	商業省貿易協定担当局長
ムスタファ・アビド・カーン	貿易関税委員会元委員
フマユン・コビール	労働雇用省局長
ファルハナ・イリス	商業省 WTO 担当局長
サイフッディン・アハンマド	商業省 TSM 担当局長
ゾーラ・カトウン	農業省局長
モハンマド・ハビブル・ラーマン	漁業・畜産省局長
モハンマド・アクヌル・ラーマン	計画省中央調達担当課長
モハンマド・ラフィクル・イスラム	環境・森林・気候変動省局長
アリフル・ホック	在京バングラデシュ大使館商務公使
シャイラ・ヤスミン	商業省 FTA 第 1 局局長
モハンマド・アリフル・ホック	投資開発庁課長
トウフィク・ハサン	外務省東アジア局長
シャー・アシフ・ラーマン	在京バングラデシュ大使館公使兼次席
モハンマド・フィロズ・ウディン・アフメド	商業省課長
モハンマド・マシュクル・ラーマン・シクデル	商業省課長
ゾイナル・アベディン	在京バングラデシュ大使館一等書記官 (労働担当)
アブドウル・マンナン	財務省財務部課長補佐
モハンマド・マムヌル・ラシド・アスカリ	貿易関税委員会課長
モハンマド・シャヒドウル・イスラム	歳入庁一等書記官
モハンマド・ベラル・ホセイン	特許意匠商標局課長補佐 (商標担当)
モハンマド・アラファト・ホセイン・サルケル	バングラデシュ標準・試験機関

2. 産業界・経済団体

モンズル・アーメド

バングラデシュ商工会議所（F B C C I）
アドバイザー

モハンマド・ハテム

バングラデシュニット製品製造・輸出
業者協会（B K M E A）会長

アシフ・A・チョードリー

日本バングラデシュ商工会議所（J B
C C I）理事

A K Mアーメドウル・イスラム・バブ

バングラデシュソフトウェア情報サー
ビス協会（B A S I S）理事